

罹災者向け支援金制度を創設しました

泉崎村では、7月20日(水)の臨時議会で「村定住促進条例」の一部改正を行い、これまでの愛郷移住特別支援金制度を拡充し、3月11日発生した東日本大震災により、罹災された方々へ向けての支援制度を新たに設けました。

《新制度の概要》

◎愛郷移住特別支援金（東日本大震災罹災者向け）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、**住宅で大規模半壊以上罹災した者**及び**福島原発放射線被害により避難を余議なくされた方々**が、平成25年3月31日までに村の分譲地を購入された場合、**土地代金の50%**を移住特別支援金として交付いたします。

対象となる分譲地は、「天王台ニュータウン」66区画と「都橋住宅団地」4区画です。

なお、福島原発放射線被害により避難を余議なくされた方とする対象地域は、「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」「特定避難勧奨地点」です。